

平成30年度高浜町中小企業振興資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内中小企業者に設備資金および運転資金を融資することにより、これらの者の経営の合理化、近代化を促進しその経済的地位の向上を図り、もって中小企業者の健全な育成と振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、町内に主たる事業所を有し、資本金または出資の額が5,000万円以下または常時使用する従業員の数が50人以下の法人もしくは個人であって、商工業又はサービス業を営むものをいう。

2 この要綱において「設備資金」とは、中小企業者が営業のための設備の新設及び改善（土地購入を除く）に必要とする資金をいう。

3 この要綱において「運転資金」とは、中小企業者が営業のために必要とする資金のうち前項の資金を除いたものをいう。

(融資の種類)

第3条 この要綱に基づく融資の種類は次のとおりとする。

(1) 設備資金

(2) 運転資金

(原資の預託)

第4条 町長は第1条の目的を達成するため、町長があらかじめ指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

(協調融資)

第5条 取扱金融機関は前条の規定する預託額の3.0倍以上の額を協調融資する。

(融資対象者)

第6条 この要綱により融資を受けることができるものは、町内に主たる住所を有し、同一事業を1年以上経営し各種町税を完納し、貸付金の返済が確実であると認められる企業とする。

2 原則、福井県信用保証協会の保証対象業務を営む企業とする。

(融資の条件)

第7条 融資の条件は次に定めるところによる。

資金用途 設備資金または運転資金

融資限度 1,000万円（但し一先当たりの借入合計は1,000万円以内とする。）

融資期間 7年以内（据置期間6ヵ月以内を含む）

融資利率 5年以内の償還の場合 年1.8%
5年超7年以内の償還の場合 年2.0%

返済方法 月賦均等償還とする。但し、繰り上げ償還することができる。

(融資の申込み)

第8条 融資を受けようとするものは、様式第1号による融資申込書及び町税に滞納がない旨の証明を添え、商工会に申込みのものとする。

(融資の決定)

第9条 前条の規定による申込みを受けた商工会長はその適否を審査し、第6条に規定する証明及び様式第2号による意見を付し、取扱金融機関及び町長と協議するものとする。

2 協議を受けた取扱金融機関及び町長は速やかに融資の可否を決定し、取扱金融機関はその結果を申込者に通知するものとする。

(融資の借入)

第10条 融資の決定を受けたものは、取扱金融機関が定める手続きにより借入を行うものとする。

(融資金の返還)

第11条 融資を受けたものは、第1条の目的に違反して融資を他に転用したときは、融資の全部又は一部を取扱金融機関に返済しなければならない。

(融資状況報告の提出)

第12条 取扱金融機関は、様式第3号による融資状況報告書を翌月10日までに商工会長及び町長に提出するものとする。

なお、新規に融資申込みが実行されたときは、上記に加えて、様式第3号の2による融資実行報告書を商工会長及び町長に提出するものとする。

(利子補給金)

第13条 この要綱により中小企業振興資金（以下「振興資金」という。）の融資を受けた者は、取扱金融機関に支払った利子について、利子補給金の交付を受けることができる。

(利子補給金の交付対象者)

第14条 前条の利子補給金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 振興資金の融資を受けた者であること。
- (2) 当該年度3月末までの返済金が全て償還済みであること。
- (3) 各種町税、使用料等に滞納が無いこと。

(利子補給対象期間)

第15条 利子補給対象期間は、融資開始から7年を限度とする。

(利子補給金の額)

第16条 利子補給金の額は、振興資金の覚書に定める融資利率の1/2相当額で最大1%（1円以下切捨）とする。ただし遅滞利息額は除く。

(利子補給金の交付申請等)

第 17 条 利子補給金の交付を受けようとするものは、償還した利子について、毎年度下表により利子補給金交付申請書（様式第 4 号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

(1) 金融機関発行の 3 月分返済後の残高証明書、ただし金融機関による残高証明書の発行日付は 3 月末までとする。(4 月 1 日以降発行の日付の残高証明書は不可とする)ただし、金融機関による 3 月分返済後の残高証明書の発行が困難な場合に限り、2 月分返済後の残高証明書と 3 月分の償還確認ができるものをこれに代替することができるものとする。

(2) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利子補給金交付決定通知書（様式第 5 号。以下「通知書」という。）により利子補給金交付申請者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。
- 3 申請者は、利子補給金交付決定後、速やかに利子補給金交付請求書（様式第 6 号。以下「請求書」という。）を毎年度下表により、町長に提出するものとする。
- 4 町長は、請求書を受け取った時は、利子補給金を毎年度下表によりに交付するものとする。

交付申請 対象期間	利子補給額	申請書（様式 第 4 号） 提出期限	通知書（様式 第 5 号） 通知期限	請求書（様式 第 6 号） 提出期限	交付期限
毎年 4 月 1 日 ～ 3 月 3 1 日	左の期間中に 償還した利率 の 1 / 2 相当 額で最大 1 % (遅滞利息を 除く)	3 月 3 1 日	3 月 3 1 日	次年度 4 月 1 0 日	次年度 5 月 1 0 日

(利子補給金交付の取り消し)

第 18 条 町長は、補給金の交付決定を受けたもの又は既に補給金の交付を受けたものが次の各号に該当するときは、その決定を取り消し、又は利子補給金の全額もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により融資及び補給金を受けたとき。
- (2) その他町長が不相当と認めるとき。

(調査等)

第 19 条 町長は、必要に応じて利子の利子補給金制度に関する書類の閲覧、調査及び

報告を申請者に求めることができる。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、融資に関し必要な事項は町長が商工会長及び取扱金融機関と協議して定める。

附 則

1. この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに取扱金融機関が融資を実施するものに施行する。
2. この要綱施行の際、現に融資を受けているものについては、なお従前の例による。